

=私たちの活動 4つの柱=
*制度化と指導員の身分保障
*専門性と仕事の確立
*父母と共に学童保育運動の発展
*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2020. 1. 7.
NO. 4 5
全日本建設交運一般労働組合
全国学童保育部会 発行
編集：事務局

基準の緩和では、解決にならない

徳島市、 人手不足を 緩和で対応

11月14日、徳島市による「学童保育クラブ運営委員長会」が開かれまし

た。市条例で徳島市の運営基準は国基準と定めていますが、児童福祉法一部改正という背景を踏まえ、次のように条例改正を検討していると説明が

ありました。

①設備の基準

専用区画の面積は児童1人につきおおむね1・65㎡以上でなければならぬ。ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、この面積要件を緩和し、児童を受け入れることができる。

②職員を明記）
（1・65㎡未満となっているクラブへの特例措置を明記）



指導員の待遇の低さが大きな課題です。

＝写真、渭東（いとう）学童保育。

ならない。

③児童数

支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものを行い、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、長期休暇時や保育の

需要が増大したときは、この要件を緩和し、児童を受け入れることができる。

○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。

○放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行

④職員の専任要件

放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければなら

研修を修了した者（事業従事後、3年以内に修了することを予定している者を含む）でなければ

ない。ただし、放課後児童支援員のうち、1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（児童数が20人以上のクラブにおいてもクラブ外の職員が補助者として保育にあたることのできるよう明記）

慢性的になつてきている指導員不足と待機児童を作らないためのつめこみは、現場では深刻な問題となっています。

でも基準を緩和させても何の問題解消にもならず、むしろ助長させることになりかねません。

私たち指導員は、子どもの最善の利益を考え、運営指針の内容を実践の中で生かし、質の向上をめざすことをあきらめず、はいけないと思っています。

（徳島支部 亀井照代）

全国学童保育研究会

「保育を通じて
子どもの権利をどう保障するか」

2月23日（日）～24（月・祝）
群馬県 安中温泉「ホテル磯部ガーデン」

植木信一先生（新潟県立大）をお招きし、実践論議を深めていきます。

- 分科会A 一人ひとりが大切にされる保育
B 学童保育の施設
C 準備時間の確立
D 保護者との関係づくり

各組織で、たくさんの参加者を送り出そう。

申し込み：第1次 1月15日（水）
最終 1月31日（金）
部会事務局まで